

松山市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱

制定 令和6年3月21日

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童の健全な育成を図るため、市が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を実施する者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内で交付する松山市放課後児童健全育成事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、次の各号の全てを満たす事業者とする。

- (1) 市内で事業を実施していること。
- (2) 松山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第49号。以下「条例」という。）に規定する基準を満たしていること。
- (3) 市へ法第34条の8第2項の規定による届出を行っていること。
- (4) 事業の需要又は事業の効果が高いと認める小学校区において事業を行う、又は当該小学校区の児童を受け入れる事業を行うものであること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の全てを満たす事業とする。

- (1) 市内に住所を有し、又は市内の小学校に在学する児童であって、事業を継続して利用するために登録をしている児童（以下「登録児童」という。）の年間平均の数が、10人以上いること。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。
- (2) 事業を行う日数が、1年につき250日以上であること。
- (3) 事業と目的を異にするスポーツクラブ、塾、その他市長が公共性に欠けると認めるものでないこと。
- (4) 登録児童の募集にあたり、事業を実施する施設がある小学校区又はその周辺の小学校区において、特段の制限を設けることなく募集するなど、事業の公共性に留意

していること。

(5) 事業を利用するため保護者が負担する料金が、市長が別に定める金額を超えないこと。ただし、送迎費等、用途を定めて徴収するものは、当該額から控除することができる。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の右欄のとおりとする。

(補助額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で、支援単位ごとに、別表に定める補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の金額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を受けようとする年度の前年度の9月末日（当該日が土日の場合は翌開庁日）までに事前協議書（様式第1号）を提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、松山市放課後児童健全育成事業費補助金交付申請書（様式第2号）に市長が必要と認める書類を添えて、補助金の交付を受けようとする年度の4月30日（当該日が土日の場合は翌開庁日）までに、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定をする場合において、必要があるときは、指示又は条件を付けることができる。

(決定の通知)

第9条 市長は、前条第1項の規定による決定をしたときは、松山市放課後児童健全育成事業費補助金交付可否決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更又は中止)

第10条 第8条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の一部を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに、市長に松山市放課後児童健全育成事業費補助金変更申請書（様式第4号）を提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付決定を変更すべきと認めるときは、松山市放課後児童健全育成事業費補助金変更決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業完了（補助事業の中止の承認を受けたときを含む。）後、1箇月以内に松山市放課後児童健全育成事業費補助金実績報告書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業完了後、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る仕入控除税額が確定したときは、書面により速やかに市長に報告しなければならない。また、市長は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。

（審査及び交付）

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助事業者は、前条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、松山市放課後児童健全育成事業費補助金精算払請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。ただし、次条の規定により補助金を概算払いしている場合で、当該概算払済額が精算払請求額と同額のときは、この限りではない。

（補助金の概算払い）

第14条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払いすることができる。

2 補助事業者は、概算払いを受けようとするときは、松山市放課後児童健全育成事業費補助金概算払請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全

部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を目的外の用途又は不当に使用したと認めるとき。
- (2) 第8条第2項に規定する指示又は条件に違反したとき。
- (3) 第10条第1項の承認を受けないで補助事業を変更し、又は中止したとき。
- (4) 正当な理由がなく市長の調査を拒み、又は第11条の報告を怠ったとき。
- (5) 補助事業の執行について不正の行為が認められるとき。
- (6) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、松山市放課後児童健全育成事業費補助金返還命令書（様式第9号）により、期限を定めてその返還を求めるものとする。
(財産の処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、市長が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃止してはならない。

2 市長は、前項の承認を受けて財産を処分することにより補助事業者に収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならぬ。

(帳簿等の保管)

第17条 補助事業者は、規則第10条の規定により整備した証拠書類、帳簿等を補助事業完了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の処分が完了する日、又は市長が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(指導監督)

第18条 市長は、必要と認めるときは、補助事業者に対し、補助金の使用について検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(守秘義務)

第19条 補助事業者は、補助事業の利用者の個人情報の保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その事業を廃止した後も、また同様とする。

(届出義務の免除)

第20条 規則第8条ただし書の規定により、この要綱に基づく補助金については、同条各号に掲げる書類の提出を要しないものとする。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(事前協議についての経過措置)

2 令和6年度の補助金の交付に関し、施行日から令和7年3月31日までの間、第6条の事前協議書の提出は求めないものとする。

(交付申請についての経過措置)

3 令和6年度の補助金の交付申請については、施行日から令和7年3月31日までの間、第7条中「4月15日」とあるのは「9月末日」とする。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年7月1日から施行し、令和6年4月1日以後に行った交付申請から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年3月24日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

区分	補助基準額	補助対象経費
(1) 基本額	<p>① 登録児童の年間平均の数が1～19人 $2,629,000\text{円} - (19\text{人} - \text{登録児童の年間平均の数}) \times 29,000\text{円}$</p> <p>② 登録児童の年間平均の数が20～35人 $4,868,000\text{円} - (36\text{人} - \text{登録児童の年間平均の数}) \times 26,000\text{円}$</p> <p>③ 登録児童の年間平均の数が36～45人 $4,868,000\text{円}$</p> <p>④ 登録児童の年間平均の数が46～70人 $4,868,000\text{円} - (\text{登録児童の年間平均の数} - 45\text{人}) \times 75,000\text{円}$</p> <p>⑤ 登録児童の年間平均の数が71人以上 $2,917,000\text{円}$</p>	事業の実施に必要な経費(おやつや昼食等飲食に要する経費, 及びスポーツや塾など, その他特別な活動を付加事業として実施する場合, 当該特別な活動に必要な経費を除く。)
(2) 長時間開所加算額	<p>(学校休業日に1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 $\times 190,000\text{円}$</p> <p>※上記の年間平均時間は3.5時間を上限とする。</p>	
(3) 障害児受入加算額	<p>(障害児を1人以上受け入れ, かつ条例第10条第2項による配置に加えて, 放課後児童支援員等を1名以上配置する場合) $2,059,000\text{円}$</p> <p>※配置する放課後児童支援員等は, 障害児を受け入れるために必要な専門的知識を有する者であること。</p>	障害児を受け入れるために必要な放課後児童支援員等の配置に必要な経費

※上記はすべて, 1支援の単位当たりの年額とし, 支援単位毎に計算するものとする。

※事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは, これを1月とする。）が12月に満たない場合には, 区分毎に算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）を補助基準額とする。